

鞍手町クリプトスポリジウム等 対策マニュアル

鞍手町水道事業

令和5年3月

目次

1. 総論	
1.1 背景及び目的	1
1.2 クリプトスポリジウム等の特徴と感染経路	2
1.3 汚染の指標	2
1.4 リスクレベル	2
2. 予防対策	
2.1 施設整備及び運転管理	3
2.2 原水の水質検査	3
3. クリプトスポリジウム等の対策	
3.1 感染リスクレベル	4
3.2 対策本部の設置	5
3.3 (感染リスクレベル1)の場合の対応	6
3.4 (感染リスクレベル2)の場合の対応	6
3.5 (感染リスクレベル3)の場合の対応	6
3.6 (感染リスクレベル4)の場合の対応	6
3.7 クリプトスポリジウム等により感染症が発生した場合の対応	7
4. 関係機関との連携	
4.1 関係機関との情報連絡体制	9
5. 広報活動	
5.1 広報活動の実施	12
(3) 広報文のテンプレート	13

1. 総論

1.1 背景及び目的

水道水中のクリプトスポリジウムによる感染症については、米国ウィスコンシン州ミルウォーキー市で40万人以上が感染した事例など、海外でいくつかの事例が報告されている。平成8年6月には、日本で初めての水道水に起因するクリプトスポリジウムによる感染症（クリプトスポリジウム症）が埼玉県越生町で発生した。

このため、厚生労働省では、平成8年に「水道におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針」を策定し、さらに平成10年及び平成13年に同指針の改定を行った。

また、平成12年に策定された「水道施設の技術的基準を定める省令」において、原水に耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム及びジアルジア（以下、「クリプトスポリジウム等」という。））が混入する恐れがある場合には、ろ過等の設備すべきことを規定し、対策の推進を図ってきた。

しかしながら、各水道施設における対策の進捗状況は十分とは言えず、平成15年の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」において、「水道水の安全に万全を期するためには、これら耐塩素性病原微生物に対する対策を一層推進していく必要がある」と提言されたことから、更に検討を進め、平成19年3月にレベル4からレベル1までのクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じた予防対策を実施すべきことなどを規定した「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を策定し、平成19年4月から適用している。

この対策マニュアルは、鞍手町においてクリプトスポリジウム等による汚染予防や汚染が確認された際に、迅速かつ的確に対応できるよう、作成するものである。

1.2 クリプトスポリジウム等の特徴と感染経路

クリプトスポリジウムは寄生性の原虫である。ヒトに感染するものにクリプトスポリジウム パルブム（腸管に寄生）と、クリプトスポリジウムミューリス（胃に寄生）がある。自然界では直径約5 μ mのオーシストで存在し、感染源はし尿、下水、家畜、糞尿等処理する施設からの汚水のほか、イノシシ、シカ、サル等の野生動物の糞便も汚染源となる。

潜伏期間は4～5日ないし10日程度、感染力は非常に強く、オーシストを数個から数十個の摂取で感染し発症する。

症状は水溶性下痢と腹痛が主症状であり、そのほか吐き気、嘔吐、発熱を伴う。健常者の場合は下痢症が3～7日程度持続する。

ジアルジアは人間を含む多くの哺乳動物の小腸に寄生する原虫である。大きさは直径5～12 μ m程度のオーシストで存在し、飲食物や手指を介してオーシストそのものを経口摂取することにより感染する。

感染したヒトや動物の糞便と一緒にシストと呼ばれる形で体の外へ排出され、感染源となり、ジアルジアのシストは下痢の治まった後の有形便の中に多量に排出される。

ジアルジアの潜伏期間は少なくとも2ヶ月間で、感染力が強い。

症状は下痢と腹痛が主症状で、下痢は水溶性の激しいものから泥状便まで様々であるが、血液が混じることはない。

また、感染しても症状が出ない人も多く見られる一方、健常者が感染しても2～4週間あるいはそれ以上と比較的長く症状が続く場合もある。

1.3 汚染の指標

大腸菌及び嫌気性芽胞菌は水道原水の糞便による汚染の指標として有効である。

また、その感染経路から、糞便により汚染された水源の水にはクリプトスポリジウム等が混入するおそれがある。

このため、原水にいずれかの指標菌が検出された場合には「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合」に該当することとなる。

1.4 リスクレベル

鞍手町は浮洲池（湖）の表流水を水道の原水としており、かつ、当該原水から指標菌が検出されていることから「レベル4」に位置付ける。

2. 予防対策

2.1 施設整備及び運転管理

厚生労働省「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、従来からの急速ろ過池に加え、平成26年より前処理ろ過設備を整備し、ろ過池出口の濁度を0.1度以下を確保する。

運転管理については以下のとおりとする。

- ① ろ過池等の出口の濁度を常時把握すること。（0.1度以下の維持）
- ② 原水の濁度、pH、水温等の検査結果に即応し、凝集剤の適正な注入率が調整できるよう、必要な機器の整備と維持管理を行うこと。
- ③ 凝集剤の注入量、ろ過池等の出口濁度等、浄水施設の運転管理に関する記録を残すこと。

2.2 原水の水質検査

水質検査計画書に基づき、原水のクリプトスポリジウム等を年2回、指標菌は毎月検査を実施する。

3. クリプトスポリジウム等の対策

3.1 感染リスクレベル

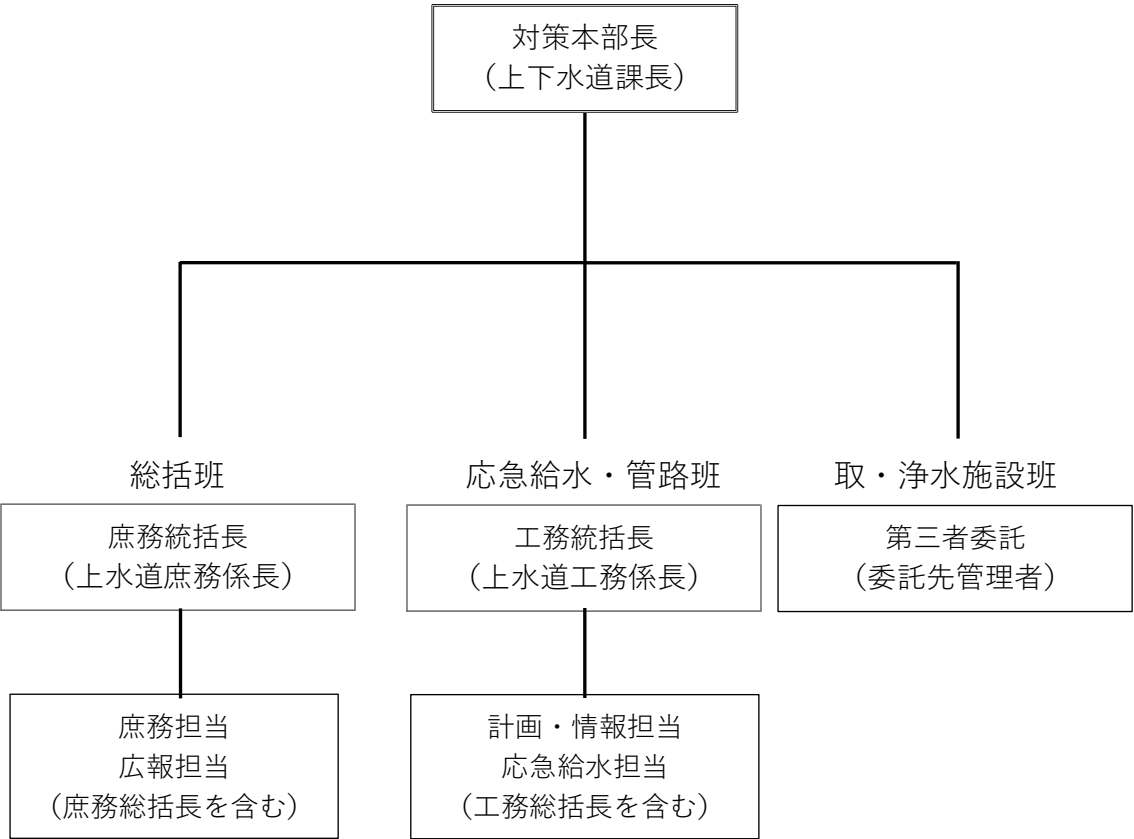
原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査結果に基づき、感染リスクレベルを以下のとおり改め、適切かつ迅速な対応を実施する。

- 感染リスクレベル1
 - ・原水でクリプトスポリジウム等が（10L中10個未満）検出された場合
 - ・原水上流域でクリプトスポリジウム等が検出された場合
- 感染リスクレベル2
 - ・原水でクリプトスポリジウム等が（10L中10個以上）検出された場合
 - ・適正な運転管理ができなくなった場合
- 感染リスクレベル3
 - ・上水からクリプトスポリジウム等が検出された場合
 - ・給水区域内で感染症が発生し、感染源が特定できない場合
- 感染リスクレベル4
 - ・給水区域内で感染症が発生し、上水道が感染源である恐れがある場合

3.2 対策本部の設置

感染リスクレベル 2 以上になった場合に設置する。

対策本部の構成は以下のとおりとする。



: クリプトスポリジウム等対策本部委員

3.3 （感染リスクレベル1）の場合の対応

【原水で検出されたクリプトスポリジウム等が10L中10個未満であった場合】

- ①浄水処理の徹底を図る

3.4 （感染リスクレベル2）の場合の対応

【原水で検出されたクリプトスポリジウム等が10L中10個以上であった場合】

※対策本部を立ち上げ、対策本部長の指揮のもと、対応する

- ①庶務総括長の指揮のもと、水道利用者に対し、注意喚起の広報活動を実施する
- ②工務総括長の指揮のもと、上水の水質検査を実施する
- ③水道技術管理者と第三者委託先管理者とで連携し、浄水処理の徹底を図る

【適正な運転管理ができなくなった場合】

※（長期に適正な運転管理ができない場合のみ）対策本部を立ち上げる

- ①水道技術管理者の指揮のもと、浄水処理の徹底を図る
- ②工務総括長の指揮のもと、上水の水質検査を定期的実施する

3.5 （感染リスクレベル3）の場合の対応

【上水からクリプトスポリジウム等が検出された場合】

※対策本部を立ち上げ、対策本部長の指揮のもと、対応する

- ①水道技術管理者の指揮のもと、原因究明に努め、各関係機関に報告する
- ②工務総括長の指揮のもと、給水制限、給水停止等処置を実施する
- ③庶務総括長の指揮のもと、水道利用者に対し、広報活動を行う

【給水区域内で感染症が発生し、感染源が特定できない場合】

※対策本部を立ち上げ、対策本部長の指揮のもと、対応する

- ①水道技術管理者の指揮のもと、原因究明に努め、各関係機関に報告する
- ②工務総括長の指揮のもと、上水の水質検査を実施する
- ③庶務総括長の指揮のもと、水道利用者に対し注意喚起の広報活動を行う

3.6 （感染リスクレベル4）の場合の対応

【給水区域内で感染症が発生し、上水道が感染源である恐れがある場合】

- ①水道技術管理者の指揮のもと、原因究明に努め、各関係機関と密に情報共有する
- ②工務総括長の指揮のもと、給水停止を実施する
- ③庶務総括長の指揮のもと、水道利用者に対し、報道機関等と連携し、すみやかに広報活動を行う
- ④工務総括長の指揮のもと、応急給水を実施する

3.7 クリプトスポリジウム等により感染症が発生した場合の対応

クリプトスポリジウム症等が発生し、水道水がその原因であるおそれがある場合には、次の対応措置を講ずる。

(1) 応急対応の実施

水道事業者等をはじめ、福岡県水道整備室と連携して応急対応を実施する。

○連絡体制の整備

感染症が発生した場合、福岡県水道整備室へ報告し、連絡を密にとりあう。また、他市町水道事業者等との間の連携を密にし、水道利用者への対応と水道施設における対応を協調して実施する。

(2) 鞍手町における応急対応

①水道利用者への広報・飲用指導等

下痢患者等の便からクリプトスポリジウム等が検出される等、水道が感染源であるおそれが否定できない場合には、直ちに、水道利用者への広報・飲用指導等を行う。

○広報の実施

クリプトスポリジウム等による感染症の発生状況から見て、水道が感染源であるおそれが否定できないと判断される場合には、県（水道整備室）と協力して直ちに、水道利用者に対する広報・飲用指導を行う。

なお、浄水施設において、浄水処理の異常等によって、運転管理の要件を確保できなくなった場合においても、当該水道水が感染源となるおそれがあることに留意して、必要に応じた広報等を行う。

○広報の手段

クリプトスポリジウム等による感染症の拡大を防止するため、また、水道の利用者の混乱を招くことがないように、各種手段（広報車、ビラ、新聞、テレビ、インターネット等）を活用して、迅速かつ確実に広報を行う。

○広報の内容

飲用時の注意事項（例：煮沸して飲用すること）や、二次感染の予防方法（例：手洗いを十分行うこと、手拭きを共用しないこと）について周知するとともに、クリプトスポリジウム症等の症状や感染予防策、町の対応等について、わかりやすくかつ詳細に伝える。

※広報の具体例を別添 1、2 に示す。

②水道施設における応急対応

水道水がクリプトスポリジウム等に汚染されたおそれのある場合には、浄水場からの送水を停止する等の措置を講じた上で、浄水処理の強化を行う。

その後、配水管等の洗浄を十分に行った上で、クリプトスポリジウム等の有無の検査により、飲用水としての利用に支障がないと判断された場合に給水を再開する。

○給水停止等の実施

水道水がクリプトスポリジウム等に汚染されたおそれのある場合には、汚染の疑われる浄水場からの送水を停止する等の措置を迅速かつ確実に行うこと。このために通常時より、必要なバルブ等の作動状態を点検しておく。

○ろ過等の強化

ろ過については、浄水用薬品の注入率、ろ過速度等の調整を行い、浄水処理条件を適正化し、ろ過池出口の濁度の低減を徹底する。

○取水停止

浄水処理が適切に実施できない場合には、クリプトスポリジウム等に汚染されているおそれのある原水の取水を停止し、原因の特定と、水質検査等により安全が確認できるまで取水を控える。

○水道利用者への広報の徹底等

クリプトスポリジウム等による感染症の拡大を防止するため、また、水道の利用者の混乱を招くことがないように、水道水を飲用することによりクリプトスポリジウム等に感染する危険があることについて、各種手段（広報車、ビラ、新聞、テレビ、インターネット等）を活用して、迅速かつ確実に広報を行う。

○給水の確保

断水等による生活への重大な影響や、洗浄を行うための清浄な水の不足が生ずることも想定されることから、水道利用者の生活に重大な影響を及ぼす場合や、洗浄を行うための清浄な水が不足したりする場合に限り、応急的措置として、水道利用者が飲用時の注意事項や二次感染の予防方法等について十分周知、徹底したと判断できる場合において、ろ過の強化を行った上で、経口感染のおそれのない用途において使用するものとする。

○汚染された施設の洗浄

汚染された配水系統内の水道水の排水を行うとともに、汚染されていない水道水で配水管や配水池等の施設の洗浄を十分行うこと。この場合、配水管からの排水が速やかに実施できるよう、ドレンの適切な設置、配水管網の点検を行う。

○水質検査の実施

感染症の発生の原因や影響の規模を特定するため、浄水サンプルを保存し、必要に応じ、それらについてクリプトスポリジウム等の検査を行う。

また、給水の再開にあたっては、給水栓水、配水池水及び浄水池水についてクリプトスポリジウム等に係る水質検査を行い、給水栓、配水池及び浄水池のそれぞれにおいて検水20Lについてクリプトスポリジウム等が検出されないことを確認すること（水質検査は、確実性を高めるため、各3試料について40Lずつ（給水栓、配水池及び浄水池の各々の水について40Lを3回、一箇所につき合計120L）採水し行う）。

4. 関係機関との連携

4.1 関係機関との情報連絡体制

クリプトスポリジウム等による感染が疑わしい場合は、都道府県へ報告し、連絡を密にする。また、応急給水のための応援の連携を密にし、水道利用者への対応と水道施設における対応を協調して実施すること。

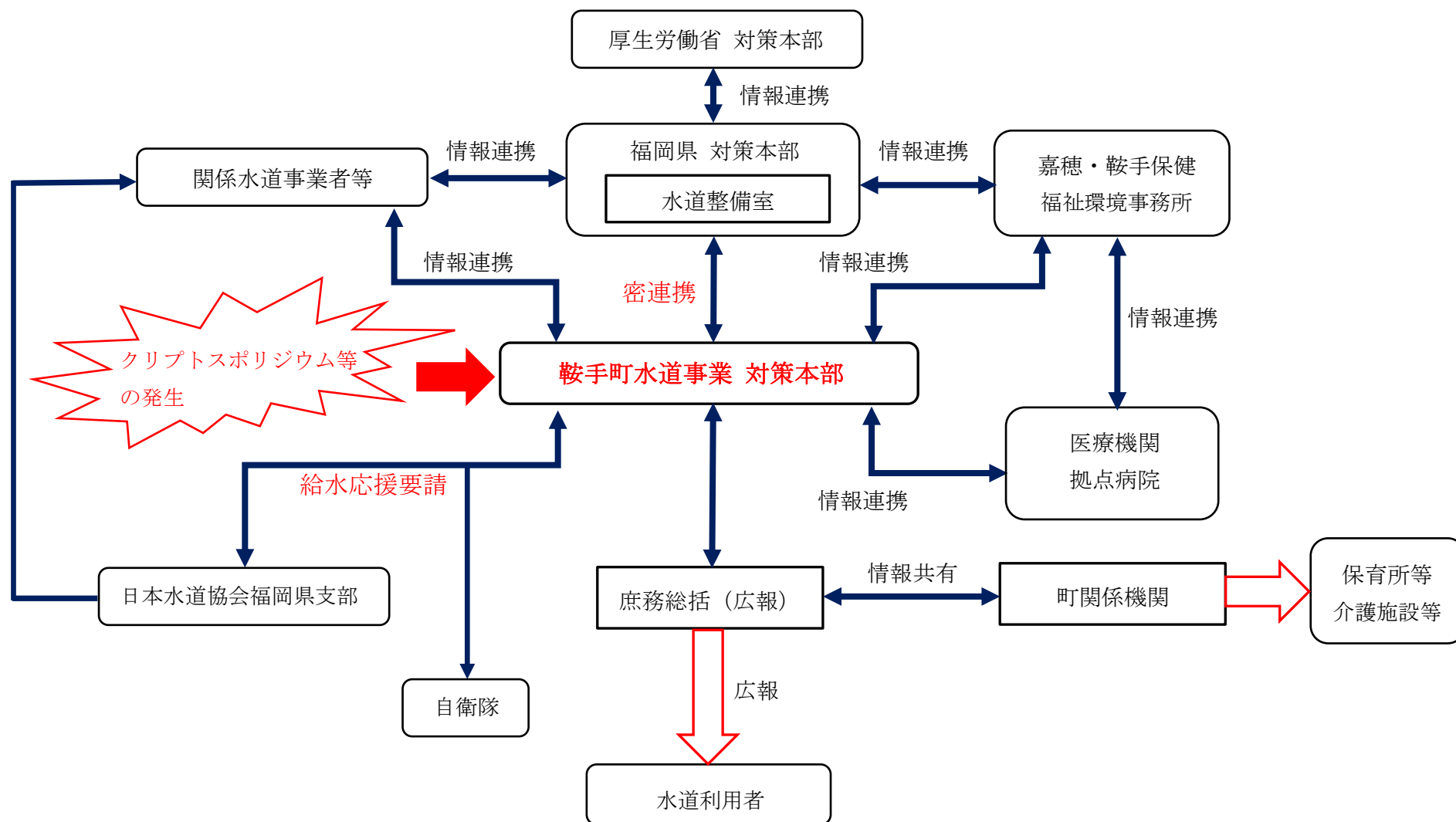
【関係機関連絡先】

関係機関		電話番号	F A X 番号	本町担当		
				総括班	応急給水・管路班	取・浄水施設班
国・県	厚生労働省健康局水道課*1	03-3595-2364	03-3503-7963	○		
	福岡県水道整備室*1	092-643-3376	092-643-3207	○		
	福岡県警直方署*1	0949-22-0110		○		
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4973	0948-24-0186	○		
	国土交通省遠賀川河川事務所	0949-22-1830	0949-23-3452	○		
	福岡県直方県土整備事務所	0949-22-5637	0949-22-5644	○		
町関係機関等	直方鞍手広域圏消防本部	0949-32-3211	0949-32-9425	○		
	直方鞍手広域圏消防鞍手出張所	0949-42-4541		○		
	鞍手町教育委員会	0949-42-7200	0949-42-0149	○		
	鞍手町社会福祉協議会	0949-42-7800	0949-42-7808	○		
	鞍手町福祉人権課（保育所）	0949-42-2111	0949-42-5693	○		
医療機関	独立行政法人くらて病院	0949-42-1231	0949-42-4391	○		
水道関係基幹等	中間市外2ヶ町山田川水利組合	093-245-0333	093-245-4691		○	
	中間市役所上下水道課	093-246-6263	093-245-0542		○	
	日本水道協会本部	03-3264-2496	03-3264-2237	○		
	日本水道協会九州地方支部	092-483-3104	092-482-1376	○		
	日本水道協会福岡県支部	093-582-3131	093-582-3100	○		
応急給水応援団体	北九州市（応援協定締結都市）	093-533-6363	093-533-6364		○	
	自衛隊（飯塚）*2	0948-22-7651			○	
	自衛隊（芦屋）*2	093-223-0981			○	
水質検査	北九州生活科学センター	093-881-8282	093-881-8333		○	
水道施設 応援業者	隔測計装株式会社	092-551-1217	092-551-1226		○	○
	株式会社足立工作所	0949-33-3600	0949-33-3655		○	○
	理水化学株式会社	092-433-5706	092-433-5707		○	○
	九州理水工株式会社	0949-26-5012	0949-26-5057		○	○
	大新産業株式会社	0947-28-3315	0947-28-3450		○	○
	水ing株式会社	092-517-5740	092-715-7429		○	○
	株式会社フソウ	092-475-7387	092-474-3275		○	○
	有限会社カジクリ	0949-42-4163	0949-42-4086		○	○
	有限会社有泉管工	0949-42-4676			○	
	大山土木株式会社	0949-42-2060			○	
	株式会社第一建設工業	0949-42-6381			○	

注）：*1 状況等の報告を行う。

*2 給水車、給水タンクを載せるトラックを借用する場合。

図 1 関係機関との連携



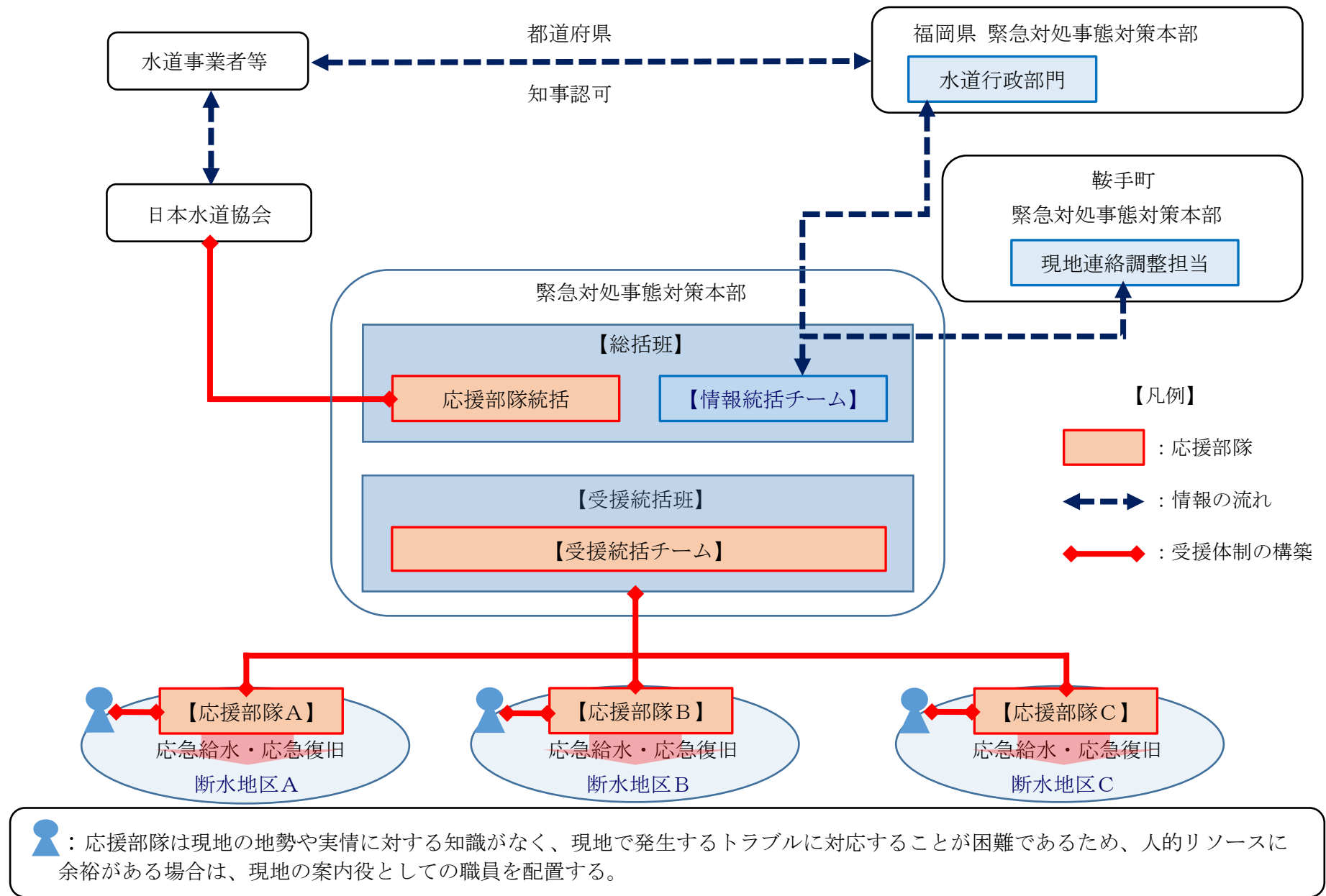


図 2 受援体制の確立

5. 広報活動

5.1 広報活動の実施

(1) 広報活動の概要

広報活動は、発信する内容、発信を行うタイミングについて関係機関の間で十分に合意したうえで、情報弱者を生まないようにするため、複数の媒体（HP等での公表、広報文の配布）で行う。

また、県が記者会見を実施する際は、鞍手町水道事業からも職員を同席させ、連携体制を強くアピールする。

なお、広報文は、下記の原則に留意して作成する。

【広報活動の概要】

広報活動の概要	実施担当
HP等による広報	総括班・広報担当
広報文による広報	総括班・広報担当

(2) 広報文の作成

広報文を作成する際、下記の点に留意する。

【広報文作成の留意点】

	留意点	内容
1	期待する行動・活動の明記	住民等水道使用者に期待する行動や活動内容を明確にする。特に、水質が汚染された場合（またはその可能性がある場合）は、水道水を飲まないことを明確に伝達。
2	情報源の明記	特に水道水の安全宣言を出す場合など、なぜ安全であると確証できるのか、その根拠となる資料（データ）、水質検査を実施した研究所等の機関の名称を明記。同じく、広報文の作成者として水道事業者等自身の署名を明記。
3	明瞭・簡潔な表現	読者の解釈の余地がある回りくどい表現や曖昧な表現の利用を避ける。誰が読んでも同じ結論が得られるよう、明瞭・簡潔な表現で広報文を作成。必要に応じて写真や地図を用いて視覚的にわかりやすい広報文を作成。
4	一般的な用語	読み手が解読を必要とする専門用語の使用は極力控える。専門用語を用いる必要がある場合は注釈等で説明する。
5	最新性の確保	広報文がどのタイミングで作成されたのか、複数発出された広報文の中でどの文章が最新であるか判断するため、日付・時刻を明記。続報等、情報や記載内容が更新された場合は、変更点に下線を引くなど、その部分を明確化する。

(3) 広報文のテンプレート

① (感染リスクレベル2) の場合の広報文 (※クリプトスポリジウムの場合)

〇〇 (読者) 宛

水道の飲用にご注意ください

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分時点

鞍手町水道事業

〇〇月〇〇日実施の水質検査で、鞍手町水道の原水である浮洲池 (木月712番地) において、下痢や腹痛などの原因となる寄生虫 (クリプトスポリジウム) が検出されました。

寄生虫が検出されたのを受けて、浄水後の水道 (飲み水) の水質検査を実施しました。

結果として、浄水過程で寄生虫が除去されており、「飲用には問題なし」という結果でしたが、浮洲池での寄生虫発生の原因が特定されていませんので、今後も注意が必要です。

つきましては、当面の間、下記【感染症の予防】のとおり、感染対策をして頂きますようお願いいたします。

記

1. 【寄生虫 (クリプトスポリジウム) とは】

クリプトスポリジウムは人間や牛などの小腸に寄生する原虫です。

クリプトスポリジウムは人の他に牛、豚、犬、猫などのほ乳動物の腸に寄生する、大きさは4～6 μm (1 μm は1mmの千分の1) の原虫です。感染した人や動物の糞便と一緒にオーシストと呼ばれる形で体の外へ排出され、感染源となります。排出量は、1日当たり、人では約10億個、ウシでは約100億個といわれています。

湿った環境の中では、クリプトスポリジウムは2～6ヶ月間、感染力を持っています。

クリプトスポリジウムは食べ物や水を介して口から感染します。

クリプトスポリジウムに感染した場合の症状は下痢や腹痛です。

クリプトスポリジウムに感染すると、2～5日後に、下痢、腹痛、吐き気や嘔吐、軽い発熱などの症状が始まります。下痢はさらさらの泥水の様で、血液が混じることはありません。

感染しても症状が出ない人もいます。

健康な方で免疫が正常に働いていれば、クリプトスポリジウム症の症状は4、5日～約1週間程度でなくなります。長い場合は2週間ほど続く場合もありますが、生命に関わる病気ではありません。

一方、免疫不全の方やガンの治療で免疫抑制療法を受けている方などの場合、病気が長びき、深刻な症状になるおそれがあります。

2. 【感染症の予防】

●手をきちんと洗ってください。

おむつの交換のあと、患者の糞便にさわったあと、また、料理など食べ物を扱う前には、アルコール綿等でふき取り、石けんで手を良く洗い紙タオル等で良く拭いて乾かしてください。

〔参考〕

クリプトスポリジウムに感染した場合、症状が治った後、あるいは症状が出なくてもオーシストは便から排出されることから、2次感染を防止するため、便に触れた場合や飲食物を扱うときにはアルコール綿等でふき取り、石けん等で十分手を洗って良く拭いて乾かしてください。

●水は煮沸して飲んでください。

クリプトスポリジウムは熱に弱いので、水は1分間以上煮沸して飲んでください。氷も湯冷ましを使って作ってください。プールの水、湖や川の水からも感染することがありますから、再生水を口にすることがないように注意してください。

この他、生ものは避け、加熱して調理してください。食器も良く拭き乾燥させてください。

〔参考〕

クリプトスポリジウムは加熱、冷凍、乾燥に弱く、60℃以上又は-20℃以下で30分間、又は、常温の場合で1～4日間乾燥状態におかれると、感染力を失います。飲用水の場合は、1分間沸騰させれば十分不活化できます。

●浄水器の使用にも注意してください。

家庭用等の浄水器については、全ての機種がクリプトスポリジウムの除去に有効であるわけではなく、1μmより大きい粒子が確実に除去できるもの以外は効果がありません。

また、クリプトスポリジウムを除去できる浄水器でも、継続した使用に伴ってカートリッジにクリプトスポリジウムが蓄積されるので、使用の手引きに従ってカートリッジの交換を適宜行ってください。なお、カートリッジの交換時には、手にクリプトスポリジウムが付着しないよう気をつけるようにし、交換後には手をよく洗ってください。

●家族で下痢をしている人がいる場合

家族内感染を防ぐため、患者の方の入浴を最後にしてください。また、クリプトスポリジウムは熱湯に弱いので、患者のふん便で汚れた下着やおむつは熱湯をかけてから洗濯してください。

【問い合わせ先】

鞍手町水道事業対策本部

電話：0949-42-2111

Fax：0949-42-5693

②（感染リスクレベル2）の場合の広報文（※ジアルジアの場合）

〇〇（読者）宛

水道の飲用にご注意ください

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分時点

鞍手町水道事業

〇〇月〇〇日実施の水質検査で、鞍手町水道の原水である浮洲池（木月712番地）において、下痢や腹痛などの原因となる寄生虫（ジアルジア）が検出されました。

寄生虫が検出されたのを受けて、浄水後の水道（飲み水）の水質検査を実施しました。

結果として、浄水過程で寄生虫が除去されており、「飲用には問題なし」という結果でしたが、浮洲池での寄生虫発生の原因が特定されていませんので、今後も注意が必要です。

つきましては、当面の間、下記【感染症の予防】のとおり、感染対策をして頂きますようお願いいたします。

記

1. 【寄生虫（ジアルジア）とは】

ジアルジアは人間を含む多くの哺乳動物の小腸に寄生する原虫です。

ジアルジアは人やほ乳動物の腸に寄生する、大きさは長径8～12 μm 、短径5～8 μm （1 μm は1mmの千分の1）程度の大きさの原虫です。感染した人や動物の糞便と一緒にシストと呼ばれる形で体の外へ排出され、感染源となります。ジアルジアのシストは下痢の治まった後の有形便の中に多量に排出されます。排出されるシストの量は変動するようで、糞便1gあたり106～108個、一人当たり1日10億個以上となりますが、感染しても検出限界以下のごくわずかのシストしか排出しない人も多く見られます。

湿った環境の中では、ジアルジアは少なくとも2ヶ月間、感染力を持っています。

ジアルジアは食べ物や水を介して口から感染します。

ジアルジアに感染してから下痢、腹痛などの症状が出るまでの期間は一定しませんが、一般的には6～15日後とされています。下痢は水溶性の激しいものから泥状便まで様々ですが、血液が混じることはありません。また、感染しても症状が出ない人も多く見られます。

健康な方が感染しても2～4週間あるいはそれ以上と比較的長く症状が続きますが、生命に関わる病気ではありません。また、本症には治療薬が知られていることから、正しく診断されれば免疫不全患者においても深刻な症状に発展することはありません。

2. 【感染症の予防】

●手をきちんと洗ってください。

おむつの交換のあと、患者の糞便にさわったあと、また、料理など食べ物を扱う前には、アルコール綿等でふき取り、石けんで手を良く洗い紙タオル等で良く拭いて乾かしてください。

〔参考〕

ジアルジアに感染した場合、症状が治った後、あるいは症状が出なくてもオーシストは便から排出されることから、2次感染を防止するため、便に触れた場合や飲食物を扱うときにはアルコール綿等でふき取り、石けん等で十分手を洗って良く拭いて乾かしてください。

●水は煮沸して飲んでください。

ジアルジアは熱に弱いので、水は1分間以上煮沸して飲んでください。氷も湯冷ましを使って作ってください。プールの水、湖や川の水からも感染することがありますから、再生水を口にすることがないように注意してください。

この他、生ものは避け、加熱して調理してください。食器も良く拭き乾燥させてください。

●浄水器の使用にも注意してください。

家庭用等の浄水器については、全ての機種がジアルジアの除去に有効であるわけではなく、1 μm より大きい粒子が確実に除去できるもの以外は効果がありません。

また、ジアルジアを除去できる浄水器でも、継続した使用に伴ってカートリッジにジアルジアが蓄積されるので、使用の手引きに従ってカートリッジの交換を適宜行ってください。

なお、カートリッジの交換時には、手にジアルジアが付着しないよう気をつけるようにし、交換後には手をよく洗ってください。

●家族で下痢をしている人がいる場合

家族内感染を防ぐため、患者の方の入浴を最後にしてください。また、ジアルジアは熱湯に弱いので、患者のふん便で汚れた下着やおむつは熱湯をかけてから洗濯してください。

【問い合わせ先】

鞍手町水道事業対策本部

電話：0949-42-2111

Fax：0949-42-5693

②（感染リスクレベル3）【上水でクリプトスポリジウムが検出された場合】の広報文

〇〇（読者）宛

上水道（飲用水）に寄生虫（クリプトスポリジウム）が検出されました

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分時点

鞍手町水道事業

〇〇月〇〇日実施の水質検査で、水道（飲用水）に、下痢や腹痛などの原因となる寄生虫（クリプトスポリジウム）が検出されました。

寄生虫の検出を受け、再度の水質検査の実施と、原因の特定をしているところですが、自慢を要するため、安全が確認できるまでの間、なるべく飲用はせず、下記【感染症の予防】のとお
り、感染対策をして頂きますようお願いいたします。

また、場合によっては給水制限や、給水停止を実施する場合があります。

その際は、改めてお知らせいたします。

大変、ご迷惑をお掛けいたしますがご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 【寄生虫（クリプトスポリジウム）とは】

クリプトスポリジウムは人間や牛などの小腸に寄生する原虫です。

クリプトスポリジウムは人の他に牛、豚、犬、猫などのほ乳動物の腸に寄生する、大きさは4～6 μm （1 μm は1mmの千分の1）の原虫です。感染した人や動物の糞便と一緒にオーシストと呼ばれる形で体の外へ排出され、感染源となります。排出量は1日当たり、人では約10億個、ウシでは約100億個といわれています。

湿った環境の中では、クリプトスポリジウムは2～6ヶ月間、感染力を持っています。

クリプトスポリジウムは食べ物や水を介して口から感染します。

クリプトスポリジウムに感染した場合の症状は下痢や腹痛です。

クリプトスポリジウムに感染すると、2～5日後に、下痢、腹痛、吐き気や嘔吐、軽い発熱などの症状が始まります。下痢はさらさらの泥水の様で、血液が混じることはありません。

感染しても症状が出ない人もいます。

健康な方で免疫が正常に働いていれば、クリプトスポリジウム症の症状は4、5日～約1週間程度でなくなります。長い場合は2週間ほど続く場合もありますが、生命に関わる病気ではありません。

一方、免疫不全の方やガンの治療で免疫抑制療法を受けている方などの場合、病気が長びき、深刻な症状になるおそれがあります。

2. 【感染症の予防】

●手をきちんと洗ってください。

おむつの交換のあと、患者の糞便にさわったあと、また、料理など食べ物を扱う前には、アルコール綿等でふき取り、石けんで手を良く洗い紙タオル等で良く拭いて乾かしてください。

〔参考〕

クリプトスポリジウムに感染した場合、症状が治った後、あるいは症状が出なくてもオーシストは便から排出されることから、2次感染を防止するため、便に触れた場合や飲食物を扱うときにはアルコール綿等でふき取り、石けん等で十分手を洗って良く拭いて乾かしてください。

●水は煮沸して飲んでください。

クリプトスポリジウムは熱に弱いので、水は1分間以上煮沸して飲んでください。氷も湯冷ましを使って作ってください。プールの水、湖や川の水からも感染することがありますから、再生水を口にすることがないように注意してください。

この他、生ものは避け、加熱して調理してください。食器も良く拭き乾燥させてください。

〔参考〕

クリプトスポリジウムは加熱、冷凍、乾燥に弱く、60℃以上又は-20℃以下で30分間、又は、常温の場合で1～4日間乾燥状態におかれると、感染力を失います。飲用水の場合は、1分間沸騰させれば十分不活化できます。

●浄水器の使用にも注意してください。

家庭用等の浄水器については、全ての機種がクリプトスポリジウムの除去に有効であるわけではなく、1μmより大きい粒子が確実に除去できるもの以外は効果がありません。

また、クリプトスポリジウムを除去できる浄水器でも、継続した使用に伴ってカートリッジにクリプトスポリジウムが蓄積されるので、使用の手引きに従ってカートリッジの交換を適宜行ってください。なお、カートリッジの交換時には、手にクリプトスポリジウムが付着しないよう気をつけるようにし、交換後には手をよく洗ってください。

●家族で下痢をしている人がいる場合

家族内感染を防ぐため、患者の方の入浴を最後にしてください。また、クリプトスポリジウムは熱湯に弱いので、患者のふん便で汚れた下着やおむつは熱湯をかけてから洗濯してください。

3. 【感染症にかかった場合】

ジアルジアによる下痢は、免疫の作用で自然に治りますが、脱水症状にならないよう、水分の補給に気をつけてください。水やお茶よりもスポーツドリンクの方が吸収されやすく、脱水を防ぐのに有効です。

②（感染リスクレベル3）【上水でジアルジアが検出された場合】の広報文

〇〇（読者）宛

水道の飲用にご注意ください

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分時点

鞍手町水道事業

〇〇月〇〇日実施の水質検査で、鞍手町水道の原水である浮洲池（木月712番地）において、下痢や腹痛などの原因となる寄生虫（ジアルジア）が検出されました。

寄生虫が検出されたのを受けて、浄水後の水道（飲み水）の水質検査を実施しました。

結果として、浄水過程で寄生虫が除去されており、「飲用には問題なし」という結果でしたが、浮洲池での寄生虫発生の原因が特定されていませんので、今後も注意が必要です。

つきましては、当面の間、下記【感染症の予防】のとおり、感染対策をして頂きますようお願いいたします。

記

1. 【寄生虫（ジアルジア）とは】

ジアルジアは人間を含む多くの哺乳動物の小腸に寄生する原虫です。

ジアルジアは人やほ乳動物の腸に寄生する、大きさは長径8～12 μm 、短径5～8 μm （1 μm は1mmの千分の1）程度の大きさの原虫です。感染した人や動物の糞便と一緒にシストと呼ばれる形で体の外へ排出され、感染源となります。ジアルジアのシストは下痢の治まった後の有形便の中に多量に排出されます。排出されるシストの量は変動するようで、糞便1gあたり106～108個、一人当たり1日10億個以上となりますが、感染しても検出限界以下のごくわずかのシストしか排出しない人も多く見られます。

湿った環境の中では、ジアルジアは少なくとも2ヶ月間、感染力を持っています。

ジアルジアは食べ物や水を介して口から感染します。

ジアルジアに感染してから下痢、腹痛などの症状が出るまでの期間は一定しませんが、一般的には6～15日後とされています。下痢は水溶性の激しいものから泥状便まで様々ですが、血液が混じることはありません。また、感染しても症状が出ない人も多く見られます。

健康な方が感染しても2～4週間あるいはそれ以上と比較的長く症状が続きますが、生命に関わる病気ではありません。また、本症には治療薬が知られていることから、正しく診断されれば免疫不全患者においても深刻な症状に発展することはありません。

2. 【感染症の予防】

●手をきちんと洗ってください。

おむつの交換のあと、患者の糞便にさわったあと、また、料理など食べ物を扱う前には、アルコール綿等でふき取り、石けんで手を良く洗い紙タオル等で良く拭いて乾かしてください。

〔参考〕

ジアルジアに感染した場合、症状が治った後、あるいは症状が出なくてもオーシストは便から排出されることから、2次感染を防止するため、便に触れた場合や飲食物を扱うときにはアルコール綿等でふき取り、石けん等で十分手を洗って良く拭いて乾かしてください。

●水は煮沸して飲んでください。

ジアルジアは熱に弱いので、水は1分間以上煮沸して飲んでください。氷も湯冷ましを使って作ってください。プールの水、湖や川の水からも感染することがありますから、再生水を口にするのがないように注意してください。

この他、生ものは避け、加熱して調理してください。食器も良く拭き乾燥させてください。

●浄水器の使用にも注意してください。

家庭用等の浄水器については、全ての機種がジアルジアの除去に有効であるわけではなく、1 μm より大きい粒子が確実に除去できるもの以外は効果がありません。

また、ジアルジアを除去できる浄水器でも、継続した使用に伴ってカートリッジにジアルジアが蓄積されるので、使用の手引きに従ってカートリッジの交換を適宜行ってください。

なお、カートリッジの交換時には、手にジアルジアが付着しないよう気をつけるようにし、交換後には手をよく洗ってください。

●家族で下痢をしている人がいる場合

家族内感染を防ぐため、患者の方の入浴を最後にしてください。また、ジアルジアは熱湯に弱いので、患者のふん便で汚れた下着やおむつは熱湯をかけてから洗濯してください。

【問い合わせ先】

鞍手町水道事業対策本部

電話：0949-42-2111

Fax：0949-42-5693